

7. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術審査業務手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

新規申請
41,800

共同住宅等

床面積	新規申請
300 m ² 未満	81,400
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300
2,000 m ² 以上	見積もりによる

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算します。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】

手数料

消費税込み 単位:円

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ロ)	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600



一般財団法人

秋田県建築住宅センター

(ロ)	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は(4)用途分類表をご確認ください。

(イ) ホテル、病院、集会所等

(ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等

(ハ) 工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも(イ)の用途がある場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の7/10の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - IV. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - V. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - VI. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。

(3) 計画変更の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2

- 計画変更について、次の場合は、判定手数料と同額とします。
- (a) モデル建物法を標準入力法に変更する場合
 - (b) 直前の判定を他機関等から受けている場合
 - (c) 0 m²申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合